

令和9年度補装具告示等改正に向けた主な論点(案)

厚生労働省 社会・援護局 障害保健福祉部
企画課 自立支援振興室

Ministry of Health, Labour and Welfare of Japan

令和9年度補装具告示等改正に向けた進め方

基本的な考え方

- 「補装具の種目、購入等に要する費用の額の算定等に関する基準」(平成18年9月29日厚生労働省告示第528号。以下「補装具告示」という。)の支給基準額等については、3年に1回の見直しを行っており、次期改正は令和9年4月を予定
- 補装具告示の改正に伴い、「補装具費支給事務取扱指針について」(平成30年3月23日障発号0323第31号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部長通知)、「補装具費支給事務取扱要領」(平成30年3月23日障企自発0323第1号厚生労働省社会・援護局障害保健福祉部企画課自立支援振興室長通知)で定める支給事務についても見直しを予定

スケジュール(案)

7月24日	： 第76回補装具評価検討会(Ⅱ類)	主な論点(案)の検討 (補聴器・眼鏡・重度障害者用意思伝達装置等)
7月27日	： 第77回補装具評価検討会(Ⅰ類)	主な論点(案)の検討 (義肢・装具・姿勢保持装置・車椅子・電動車椅子等)
9月 上旬	： 第78回補装具評価検討会(合同)	団体ヒアリング結果の報告、主な論点(案)の提示・検討
11月 下旬	： 第79回補装具評価検討会(合同)	補装具告示改正(案)の提示、事務取扱指針等改正(案)の提示・検討
1月 下旬	： 第80回補装具評価検討会(Ⅰ類)	完成用部品指定審査
2月 下旬	： 第81回補装具評価検討会(合同)	完成用部品指定審査結果の報告、主な改正内容(案)の報告
4月 1日		補装具告示等の施行

視覚障害者安全つえの主な論点(案)

現状と課題

- 視覚障害者安全つえにおいて、補装具告示の購入項目では石突の種類で上限価格が分類されておらず、一方で補装具告示の修理項目に定められているものは「マグネット付き石突交換」のみとなっている。
- 補装具費支給申請において視覚障害者は、申請手続きの煩雑さや手続きにかかる同行援護確保等の移動の課題があるため、負担軽減の観点から、視覚障害者の障害特性に配慮した申請方法への変更について議論がなされている。(第72回補装具評価検討会)
- 高齢の視覚障害者の増加に伴い、加齢により歩行に支障が出るなどにより多脚つえの使用が望ましい場合も増加しているが、現在の補装具告示では視覚障害者安全つえの項目ではなく、歩行補助つえの項目において白色に塗装することで視覚障害者が使用可能な多脚つえが支給可能となるよう配慮している。しかし、現場には十分に周知されていない。

論点(案)

- 視覚障害者安全つえ(石突)の別表への記載方法について。
- 視覚障害者の補装具費支給申請手続きについて。
- 歩行補助つえの塗装に係る周知について。

補聴器の主な論点(案)

現状と課題

- 補聴器メーカーが製作する障害者総合支援法対応の補聴器の約9割がデジタル補聴器となっている中、アナログ補聴器ユーザーも一定数存在する。(第74回補装具評価検討会)
- 補聴器の修理基準の項目は、アナログ補聴器が主流の頃から見直していないため、デジタル補聴器の修理項目に合致するものがない。(第72回・第74回補装具評価検討会)
- 市販されている補聴器の修理では、「定額修理」や「モジュール交換」が大半であり、補装具費支給制度の部品単位での積算方式を基本とした「細分化した修理」とは実態が乖離しており、補装具費の支給手続きが煩雑化する一因となっている。(第72回・第74回補装具評価検討会)
- 9割の補聴器メーカーが修理基準額の定額制化を希望する中、アナログ補聴器への対応の必要性や定額制へ反対する意見も存在する。(第74回補装具評価検討会)

論点(案)

- 補聴器の修理基準の項目見直しについて。
- 補聴器の修理基準の定額制化について。

重度障害者用意思伝達装置の主な論点(案)

現状と課題

- 重度障害者用意思伝達装置の支給にあたっては、対象者の状況から居宅でのデモ機貸出しや試用を行う必要が生じることが多いが、補装具告示の購入基準には本体の上限価格のみが示されているため、補装具事業者は試用等に要する費用を請求せず、無償で対応していることが多い。(第72回・第74回補装具評価検討会)
- 重度障害者用意思伝達装置において視線検出式入力装置を利用する場合には、呼び鈴分岐装置は付属品として支給対象とはなっていない。これは、呼び鈴分岐装置が入力装置と本体の間に接続し、本体の作動状況によらず呼び鈴を鳴らすための装置であることから、本体が正常作動中に直接接続して利用する視線検出式入力装置(スイッチ)との併用ができないことによるもの。
- 視線検出入力装置を利用し、かつ、呼び鈴も使用する場合には、本体と呼び鈴を接続するための機器が必要になるが、現行制度では接続するための機器は対象としていない。
- 視線検出入力装置利用者の半数以上において、夜間に支援者を呼ぶために呼び鈴を使用している実態が報告され、その重要性が確認されている。(第72回・第74回補装具評価検討会)

論点(案)

- 居宅でのデモ機貸出や試用について。
- 視線検出入力装置を利用している場合に、本体と呼び鈴を接続する機器について。

参考資料

- 視覚障害者に関連する補装具には、選定のためのアセスメントや購入後のフォローアップといった支給プロセスにおいて基準がなく、支給された補装具を十分に活用できていないケースがある。また、医療関係者であっても補装具について、制度も含め知る機会が少ない現状がある。

☞ 視覚障害者に対する補装具アセスメントシート及びフォローアップシートの試作・検討の実施

☞ 補装具費支給に関するガイドツール(音声付き動画)の作成

- 視覚障害者安全つえを含む様々な種類の杖では、先ゴムや石突は路面に接する消耗品のため、グリップやシャフトが使用できる状態であれば、先ゴムや石突のみを交換して使用する。
しかし、補装具費支給制度で先ゴムや石突を交換しようとするれば、店頭で見積書を受領し、その見積書を市町村に持参し、申請書類に記載あるいは代筆を依頼しなければならない。
視覚障害者は移動に困難を生じることが多く、1つの石突を購入するためだけに市町村で手続きを行うことの負担は大きい。市町村においても事務処理に要するコストを考えれば、改善の余地がある。
義足における断端袋は、年間購入上限額が決められており、その中で必要な数量、種類を購入することができる。同様に、先ゴムや石突についても年間購入上限額を定めることは、視覚障害者の移動を保障することにつながる。

☞ 先ゴムや石突における年間購入上限額策定のための実態調査を行う

(課題と研究目標)

- 補聴器の修理基準価格は制度上の煩雑さが大きくなっており、市場における実際の修理方法や費用との乖離もみられている。また、近年の補聴器のデジタル化や高機能化に伴う部品コストや修理技術料・修理形態も変化している。アナログ補聴器が主流だった時代の修理基準からデジタル補聴器に適した修理基準への改正は、市町村や更生相談所等における見積チェックの際のコストダウンにもつながる。

 **補聴器の修理に要する費用額の算定に関する基準見直しに係る実態調査**

(進捗状況)

- 実効性のある修理基準価格策定に資する客観的かつ精緻な情報収集を目的に、日本補聴器工業会の協力のもと、補聴器メーカー10社に対して、オンラインフォームを利用したアンケート調査を実施したところである。(11月26日締切)
調査項目は、修理頻度等の実態、「デジタル用アンプ交換」の標準修理価格調査等である。

- 重度障害者用意思伝達装置導入時の人件費については、補装具費告示価格では算定されていない。また、重度障害者用意思伝達装置の仮合わせや適合は、他の補装具のように更生相談所で行うわけではなく、各利用者の居宅で行うこととなるが、それらの旅費も制度上定められているものではないため、事業者が負担している状況である。

重度障害者用意思伝達装置の導入における内容・時間の調査

- 重度障害者意思伝達装置の導入時の課題については、これまでの厚労科研では、事業者等からのヒアリングは実施されてきたものの、装用訓練を実施している医療機関でのヒアリングは実施できておらず、訓練実施側の課題が明らかとなっていない。

補装具装用訓練等支援事業実施団体へのヒアリングと課題の抽出

- 呼び鈴分岐装置については、呼び鈴分岐装置の機能として、視線検出式入力装置との併用はできないところ、呼び鈴分岐装置を販売していた事業所も見られたため、令和6年度改正で適切な運用が周知されたところであるが、利用者や事業者からこれまでの呼び鈴分岐装置の定義の見直し等の要望が多く上がっているところである。

重度障害者用意思伝達装置の呼び鈴に関する実態調査

○ 障害者総合支援法に基づく補聴器修理費請求の実態に関する調査

目的

補聴器の修理基準価格は制度上の煩雑さが大きくなっており、市場における実際の修理方法や費用との乖離もみられている。また、近年の補聴器のデジタル化や高機能化に伴う部品コストや修理技術料・修理形態も変化している。実効性のある修理基準価格策定に資する客観的かつ精緻な情報収集を目的とした。

方法

日本補聴器工業会の協力のもと、加盟10社に対してオンラインフォームを利用したアンケート調査を実施した。回答期間は2025年11月1日から11月26日とした。

結果、考察

アンケート回収率は100%であった。90%以上の障害者総合支援法対応の補聴器(WHA)がデジタル補聴器であるとするメーカーが多い一方で、一部ではアナログ補聴器ユーザーも一定数存在することが推定された。市販補聴器(CHA)の修理現場では、すでに「定額修理」や「モジュール交換(部品ごとの修理ではなくユニットごとの交換)」が主流(90%以上)となっており、現行法の想定する「細分化された部品修理」とは実態が乖離していた。調査に対応した多くのメーカー(10社中9社)がWHAにおいても定額制を希望するが、アナログ補聴器への対応や一部の反対意見もあるため、即時の全面移行ではなく、丁寧な対話が必要であると考えられた。将来的には、モジュール交換の定額設定に加え、外装や付属品については3段階の定額設定を導入するハイブリッドな価格モデルが必要となると考える。

重度障害者用意思伝達装置（装置導入作業における内容・時間の調査）

令和8年3月6日 第74回 補装具評価検討会

背景

重度障害者用意思伝達装置の支給にあたっては対象者の状況から、居宅でのデモ機貸出・試用が必要で、その場合専門的な対応が求められるが、それらの技術料やデモ機貸出などに関する費用は定義されていない。

方法

令和6年5月から令和7年5月までに当センターで重度障害者用意思伝達装置の導入の評価依頼があった方に対し、相談、評価、試用、貸出、判定そして納品して操作が可能となるまでの期間、訪問での作業時間を計測しその内容を分類した。

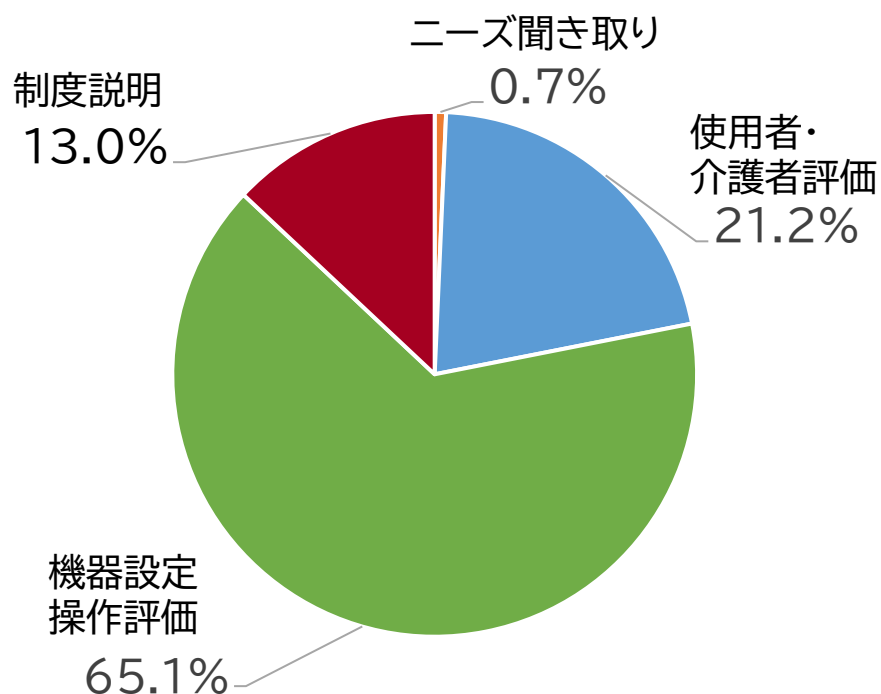
結果

作業時間を計測したのは10名（平均年齢59.5歳）、判定以外の評価・試用のための訪問回数は平均2.5回。平均時間は評価・試用51.1分、判定47.1分、納品139分、当センターからの貸出実施は10件中6件、作業内容については使用者・介護者評価が全体の21.2%、機器の設定・操作評価が65.2%であった。これにより導入時の必要な作業時間の基礎データが得られた。またこれらの内容は、補装具事業者が無償でおこなっていることも多く、制度面の検討が必要と考えられる

評価・試用、判定、納品における訪問回数・訪問時間

	評価・試用	判定	納品
訪問回数(回)	2.5	1.0	1.2
1回の訪問時間(分)	51.1	47.1	139

評価・試用の内容について



重度障害者用意思伝達装置（呼び鈴に関する実態調査）

令和8年3月6日
第74回
補装具評価検討会

背景

重度障害者用意思伝達装置において視線検出式入力装置を利用する場合、呼び鈴については接続する機器が従来の呼び鈴分岐装置とは異なり、制度での支給ができない状況になっている。

方法

ALS協会の会員などを対象にアンケートを実施。内容としては視線検出式入力装置の利用、利用している場合は日中、夜間の支援者を呼ぶ方法などについて調査をおこなった。

結果

回答数は111名、そのうち重度障害者用意思伝達装置を使用している数は74名（ALS69名、脳外傷5名）で平均年齢62.1歳であった。視線入力装置を使用している数は50名、支援者を呼ぶ方法は日中呼び鈴を使用している数は24名、内臓のブザー使用は16名、夜間呼び鈴を使用している数は32名、内臓ブザーの使用は8名であった。視線検出式入力装置使用者において支援者を呼ぶ方法として呼び鈴の利用が重要であり、制度として対応することが必要と考えられる。

重度障害者用意思伝達装置利用者について

n=74

年齢(歳)	62.1歳(標準偏差9.3)	
性別(人)	男性 40 女性 31 回答なし3	
原因疾患	ALS	69(93.2%)
	脳外傷	5(6.8%)
入力装置	視線入力	26(35.1%)
	視線入力以外のスイッチ	15(20.3%)
	視線入力と他のスイッチの併用	24(32.4%)
	その他	9(12.2%)

支援者を呼ぶ方法について

n=50

	日中	夜間
呼び鈴を使用	24(48.0%)	32(64.0%)
本体の内臓ブザーを使用	16(32.0%)	8(16.0%)
その他	10(20.0%)	10(20.0%)